

	日本共産党船橋議員団		日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005	
			県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347	
			<市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>	
	市 会 議 員		佐藤重雄 ☎432-9872	関根和子 ☎447-0557
石川敏宏 ☎462-4548	事務所 ☎467-2860	岩井友子 ☎438-8647	事務所 ☎440-7950	
事務所 ☎429-2160	金沢和子 ☎422-5278	中沢学 ☎493-8140	渡辺ゆう子 ☎462-7273	

# 長谷川大議長の『不信任決議』を提出 採決では『否決』に

9月2日に開かれた、船橋市議会に、日本共産党議員団は「議長不信任決議」を提出しました。

理由は、明白な公職選挙法違反事件を言い逃れるような議長が「議長のポスト」に居座ることを許してはならない、というものです。

## 葬儀の祭壇に 「市議会議長 長谷川大」 の供花

ことの発端は、去る8月12日に行われた葬儀に参列された方から「祭壇に船橋市議会議長 長谷川大の供花があった。公選法違反ではないか」という問い合わせでした。

8月29日の会派代表者会議で長谷川議長に直接問いかけたところ

「事実である」ことを認めました。

「公職選挙法違反」は、議員の政治生命に関わる重大な事件です。

「言い分があっても、議長の職を辞するのが先ではないか」と、直接議長に申し入れました。

しかし、「供花は長谷川大の名前が入れないように頼んだ」と、業者が間違っただとして「辞職の意志はない」とのことでした。

個人の名前が無く「議長」だけで、供花される場合はありますが、公的な関わりが明確で、議長交際費などの公的なお金が支出される場合だけです。「議長名だけで、私費で支払うつもりだった」では「個人の寄付行為で、違法」です。

## 採決の結果は否決に! 9名の議員が「退席」

議長は「名前は出さないように自分で頼んだ」と説明していましたが、違法とわかると「善意の第三者が出した、自分は知らなかった」と、責任を逃れようしました。

そうならば、葬儀の席で見た瞬間に撤去を申し出なければならぬはずで

善意であれ悪意であれ、第三者の行為で議員が公職選挙法違反となるようなことを許してはならないはずで、自らの責任をまず明らかにしてこそ政治家ではないでしょうか。

採決の結果は「否決」となりましたが、否決した議員は日頃公選法を無視して活動しているのでしょうか? また、9名の議員が議場から出て行きました。否決にすることは良心が許さないが「可決する勇氣」も無い、ということでしょうか。

# マイナンバー法

## 情報漏えい防ぐ手だてなしの条例化

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」、通称「マイナンバー法」は、日本で暮らすすべての人に12桁の番号をつけ、個人情報を知ることが一元的に収集・利用するものです。2016年（H28年）1月に運用が始まります。現在、人口が30万人以上の地方自治体などでは、導入のための準備が始まろうとしています。

船橋市では、今議会に、この法律が定めている「特定個人情報保護評価」という制度を実施するための条例改正が、市長から提案されました。

### 「特定個人情報保護評価」の目的は？

「特定個人情報保護評価」は、個人番号で管理されている情報を利用するのにあたり、情報の流出やプライバシーの侵害を防止するため、情報の取り扱いについて定めておくというものです。

っており、市町村の条例で規制するから、「これなら安心です」とはなりません。

### 法律が不十分で

### 審議できない

マイナンバー法の第9条では「利用の範囲」として97の事務が、第19条では「特定個人情報の提供の制限」として119の事務が、それぞれ別表で示されていますが、どの事務の中にも「〜であった、主務省令で定めるもの」という文言が出てきます。

ところが、この「主務省令」なるものが、国から示されていません。（2014年9月2日現在）

膨大な個人情報を行政が一括して利用することの危険や、情報漏れによるプライバシー侵害が発生した場合の「国の指針」も、未だに示されていません。

法律自体が不十分のまま、日程だけが先行し続けている、異常な事態です。

## 武力で平和はつukれない

### 第20回 平和のための戦争展ちば

展示・映像・講演・朗読劇・紙芝居・模擬授業

9月23日(火)～28日(日)  
10:00～17:00

入場  
無料

会場：船橋市民ギャラリー（船橋スクエア21の3階）

【主催】「平和のための戦争展ちば」実行委員会

日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

10月16日(木)

弁護士が  
相談を  
受けます

労働相談も受けています

会場：中央公民館

時間：午後1時～4時

要予約 ☎436-3030